

年 月 日

平塚市産後パパ育休取得応援交付金に係る育児休業等証明書

（提出先）

平塚市長

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

次の従業員が、下記のとおり育児休業等を取得していることを証明します。

フリガナ	
従業員氏名	
生年月日	

育児・介護休業法等に規定する育児休業等（出生時育児休業を含む）の取得期間

<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他	年 月 日 ~ 年 月 日	日間
<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他	年 月 日 ~ 年 月 日	日間
<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他	年 月 日 ~ 年 月 日	日間

※育児・介護休業法、国家公務員の育児休業等に関する法律または地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する育児休業を取得していない方は、交付の対象外となります。

※育児休業取得日数が交付要件に満たない場合、雇用主が育児のために取得したと認め、証明が可能な休暇等を取得日数につけ足すことが可能です。（「その他」に✓をつけて記入してください。）

証明書作成日時点における在職状況

取得後に原職又はこれに相当する職に復帰している

育児休業等取得後に復帰予定である

記入必須	事務担当者所属 :
	事務担当者名 :
	連絡先 :

※この証明書は、交付に必要な育児休業等取得日数の取得後（休業取得期間中または復職後）ご作成ください。

各法人

休業証明作成ご担当者様

平塚市産後パパ育休取得応援交付金の取得促進に向けて

平塚市長 落合 克宏

本市におきましては、令和6年4月から本市独自の取り組みとして、「平塚市産後パパ育休取得応援交付金」を創設し、男性社員の育児休業の取得の促進を行っています。

令和8年度からは、出産直後の共育ての充実に加え、「男性の長期の育児休業取得」も推進し、より計画的な育児休業取得を意識づける支援策として実施してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、従業員の監理監督を行う皆様におかれましては、本市の交付金を男性の育児休業取得促進にお役立てくださるよう重ねてお願いいたします。

1 交付対象者

平塚市の住民基本台帳に登録があり、所定の期間に育児休業を取得した男性従業員

※育児・介護休業法による育児休業（出生時育児休業を含む）の取得が必須となります。

2 交付金の額

- ① 5万円（子の出生から8週間までの期間に28日以上育児休業を取得）
- ② 15万円（子の出生から8週間までの期間に28日以上育児休業を取得し、復職等せず継続して6か月以上の育児休業を取得）

3 申請の期限

- ・子の出生した日から9か月以内

4 証明書の作成について

- ・証明書は、指定の書式（裏面の第2号様式）で作成をお願いします。
- ・申請に必要な休業日数を取得した日以降に、休業中または復職後に作成してください。
- ・代表者の欄に押印は必須ではありませんが、証明書のご作成担当者の部署及び連絡先欄は、必ずご記入くださるようお願いいたします。記載事項について確認させていただく場合がございます。

5 制度の詳細について

交付金を受けるためには、育児休業取得証明書の提出以外にも、所定の手続きが必要です。

制度の詳細は、平塚市 HP「平塚市産後パパ育休取得応援交付金」のページをご参照ください。

【問い合わせ先】

平塚市健康・こども部 健康課

電話:0463-55-2111(代)